

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 選挙管理委員会事務局 選挙係

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	竹原市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人を確定し公正な選挙を執行するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 投票区 等	
記録範囲	18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3か月以上、竹原市の住民基本台帳に記録されている者（転出者は竹原市における住民基本台帳の登録期間が3か月以上で、転出後4か月以内である場合）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき閲覧ができるものが定められていますので竹原市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。	
	（所在地）〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは公職選挙法第24条に基づき異議を申し出ることができる。（新規登録者）また、公職選挙法第29条2項に基づき、記録項目1～5に関し選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があるときは、選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。（既登録者）	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日